

第4期 東京都いじめ問題対策連絡協議会（第1回）

1 日時

令和2年10月27日（木） 午前10時から正午まで

2 場所

東京都庁第一本庁舎 大会議室

3 出席者

有村会長、増田会長職務代理者、濱田委員、加藤委員（代理：濱村）、堀越委員、新内委員、藤田委員、山本委員、坂田委員、若菜委員、野村委員、伏見委員、大字委員、味形委員、須藤委員、岡部委員、井門委員、新井委員、石川委員、山本委員（20人）

※ 欠席委員：高野委員、千葉委員、臼倉委員、藤井委員、澤田委員、川上委員、森久保委員（7人）

4 事務局参加者

教育庁	：藤田 教育長（挨拶後退席）
	小寺 指導部指導企画課長
	千葉 指導部主任指導主事
都民安全推進本部	：濱村 総合推進部若年支援課長
生活文化局	：伊与 私学部私学行政課長

5 会議記録

【事務局（千葉主任指導主事）】

改めまして皆様こんにちは。私は本日の進行を務めます、東京都教育庁指導部主任指導主事の千葉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会の全委員27人のうち、20名の委員の皆様にご出席いただき、東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第6条で定められている定足数に達しております。

それでは、ただ今から東京都いじめ問題対策連絡協議会の第1回会議を開会いたします。

はじめに、東京都教育委員会教育長、藤田裕司より御挨拶を申し上げます。

【藤田教育長】

東京都教育委員会教育長の藤田でございます。皆様方には公私ともに御多用のところ、第4期東京都いじめ問題対策連絡協議会委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

ございます。また、本日は御多用中にも関わらず御出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから7年あまりが経過をいたしました。この間、東京都内の公立及び私立学校では、この法律や条例に基づきまして策定された東京都いじめ防止対策推進基本方針、これを踏まえまして、「いじめは子供の生命や心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である」との認識に立って、いじめ防止の対策を推進してきたところでございます。

現在、全ての学校におきまして、学校いじめ防止基本方針が策定されますとともに、学校いじめ対策委員会等の組織が設置され、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などの段階ごとに具体的な取組が行われているところでございます。

先日公表されました文部科学省の「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におきまして、いじめの認知件数は、東京都、それから全国共に増加をいたしております。この背景といたしましては様々ございますけれども、学校において、些細な行為も見逃さず、把握をしようとする意識が高まったということが一つの要因であると考えられるところでございます。

こうした適切な対応によりまして、いじめを早期に解決へ導いている事案も多数あるというふうに報告を受けているところでございます。学校は、「いじめはどこの学校、どの子供にも起こり得る問題」と捉え、法の定義に基づいて、いじめを見逃さずに認知するとともに、その情報を保護者、地域、関係機関等の中で共有し、適切に連携して対応することが不可欠であります。

また昨今は、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別に起因する様々な問題もございます。これまで以上に保護者、地域の方々、関係する機関や団体の皆様など、社会全体の力を結集して、いじめ防止の取組を推進していかねばならないと考えております。

そのための方策につきまして、委員の皆様方には、それぞれの御立場から忌憚のないご意見を賜れればと思っております。東京都といたしましては、引き続きすべての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめの問題解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

教育長につきましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

次に、本連絡協議会の委員の紹介でございます。

本来ならば、お一人お一人御紹介させていただくべきところではございますが、時間の都合上、お手元の資料1の「委員名簿」をもって紹介に代えさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

次に、「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」について、東京都教育庁指導部指導企画課長小寺康裕から御説明いたします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

はい。それでは資料の2をお開きいただきたいと存じます。先ほど資料1をお開きになられた場合は、一回元に戻していただいてから、改めて資料2を押していただきますと、「いじめ問題対策連絡協議会規則」が出てまいります。これに基づきまして、その要点を簡潔に御説明申し上げます。

第1条の「趣旨」につきましては、この規則は東京都いじめ問題対策推進条例に基づき、本協議会の組織および運営に関して必要な情報を定めるものでございます。

第2条の「所掌事項」でございますが、次の3点の事項について協議することとしております。第1は、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等のための対策の推進に関する事項、第2は、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携に関する事項、第3は、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項となっております。

第4条の「委員の任期」でございますが、2年といたしまして、この第4期の皆様の任期につきましては、令和2年8月1日から2年後の令和4年7月31日までとなっております。

第5条の「会長」につきましては、協議会に会長を置き、委員の互選によって定めること、また、会長は、協議会を代表し、会務を総理すること、会長に事故があるときなどは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理すること、としております。

第6条の「会議及び議事」につきましては、協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができないこと、協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が議決することとなっております。説明は以上でございます。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

次に、ただ今御説明申し上げました「規則」に基づき、会長を選出していただきたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。（なし）

いらっしゃらないようですので、どなたかを御推薦をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（大字委員、挙手）

【大字委員】

東京都小学校長会会長の世田谷区立下北沢小学校校長、大字でございます。

学校教育に造詣が深く、いじめ問題をはじめ子供の健全育成、教育相談の専門家である有村久春委員は、平成26年から6年間にわたり、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員長として、東京都におけるいじめ防止対策の推進に御尽力をされました。有村委員に、会長をお願いしたいと存じます。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

ただ今、大字委員から、有村委員を会長に推薦したいとの御発言がございました。

皆様にお諮りいたします。

有村委員を本連絡協議会の会長に選出することについて、御意見はございますか。

それでは、有村委員を会長に選出することに御了承いただける方は、拍手をお願いいたします。(拍手)

委員の皆様の御了承がいただけましたので、有村久春委員が、本連絡協議会の会長に選出されました。

それでは、有村委員におかれましては、会長の席に御移動をお願いします。

さっそくではございますが、有村会長から、御挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

【有村会長】

皆さんこんにちは。今、凶らずも会長ということで、御指名をいただきましたので、皆さんと一緒に東京都のいじめ問題について、関係の方々との協議をして、良い会議ができるように進行してまいりたいと思っています。今、教育長先生もいじめ問題というのは、非常に課題も多いし難しいけれども、子供たちの学校生活の安全のために全力を尽くす必要があるという御指導をいただきました。私どもの力で、子供たちが楽しく学校に通える、通える子供たちが東京都にたくさんいるよう努力してまいりたいと思いますので、御協力方よろしくをお願いいたします。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。続いて、「規則」に基づき、会長から、会長の職務を代理する者を1人御指名いただきたいと存じます。会長、よろしく申し上げます。

【有村会長】

それでは今、会長の指名ということで承りましたので、規則に基づいて代理する者を指名ということでございますので、会長職務代理者として、本連絡協議会の庶務を担当されております、東京都教育庁指導部長であられる増田正弘委員を指名したいと思います。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

ただ今、会長から、本連絡協議会の会長職務代理者として増田正弘委員が指名されました。増田正弘会長職務代理者から御挨拶を申し上げます。

【増田会長職務代理者】

皆さんこんにちは。会長職務代理者に御指名を受けました、東京都教育庁指導部長の増田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局（千葉主任指導主事（生徒指導担当））】

ありがとうございました。では、これより協議に入ります。協議の進行は、有村会長にお願いをいたします。

【有村会長】

それでは増田委員、ひとつよろしく申し上げます。それでは、整いましたところで、議事を進行してまいります。

それでは、協議を行います。皆様には、どうぞよろしく御進行に御協力いただければと思います。

はじめに、事務局より、改めて「東京都におけるいじめ防止等の対策」について説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（小寺指導企画課長）】

はい、説明をいたします。それでは私から改めまして、東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について御説明を申し上げます。

はじめに、都の施策の体系について、東京都、学校の設置者、公立・私立の学校に関わる取組を中心に御説明をさせていただきます。

お手元に冊子の形で配布をさせていただいております、「いじめ総合対策【第2次】」上巻は赤色の表紙で、下巻は青色の表紙となっている2冊刷りのものでございます。上巻の140ページをお開きいただければと存じます。横置き資料1枚でございます。これに沿って御説明いたします。

資料の左上、平成25年9月に施行されました、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、東京都はいじめ防止等の対策を実施していくために、万全の態勢を整備することが必要と考えまして、資料中央にございますとおり、平成26年7月に条例を制定いたしました。この本の138ページを御覧ください。資料の左側に法、右側に条例とその関係をお示ししてございます。条例第9条には、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定、また10条には、本連絡協議会の設置、第11条には、教育委員会の附属機関としてのいじめ問題対策委員会の設置、そして第12条には、知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる、東京都いじめ問題調査委員会が規定されてございます。

140ページにお戻りください。資料、中央の下段にあるとおり、条例第9条の規定に基づきまして、条例と同時に基本方針が策定されております。そこには、いじめ問題への基本的な考え方といたしまして、いじめを生まない、許さない学校づくり、児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促すこと、教員の指導力の向上と組織的対応、保護者、地域、関係機関と連携した取組が掲げられてございます。これらの条例や規則、組織等の整備により、東京都におきましては、いじめ問題に対する重層的な責任体制が既に整備されていると考えております。

続きまして、都教育委員会の取組について、でございます。都教育委員会では、この基本方針を基に、平成26年の7月、都内の全ての公立学校を対象として、学校における具体的な取組を示した「いじめ総合対策」を策定し、より実効的な取組を推進してまいりました。本書の「いじめ総合対策【第2次】」は、その改定版に当たるものでございます。上下2巻で、「いじめ総合対策【第2次】」という位置付けになってございます。これは平成29年の2月に改定して策定されたものでございます。タブレットで資料3をお開きいただきたいと存じます。

本年7月には、条例第11条に基づく、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会から、都内公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」の取組状況の検証、評価等について答申をいただいたところでございます。この答申では、資料3の中央のページ色のボツ

クスのところに「成果」、それから「課題」がございますが、ここにある通り、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめを解消に導いてきたことについて評価をいただきました。その一方で、上から3点目の「児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組」や、それから5点目でございます、5点目の「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、日頃から双方向の関係を築くこと」などは、今後更に取組の改善を図っていく必要がある、という御指摘をいただいたところでございます。当教育委員会といたしましては、この答申を踏まえ、今年度末までに東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次】」を、更に一部改定いたしまして、都内公立学校の全ての教員に配布する予定となっております。来年度、令和3年度からの4年間、都内全公立学校におきまして、この「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を踏まえました取組を行い、いじめ防止対策の一層の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、今年度当教育委員会が重点を置いて取り組んでいる施策について、その一端を御紹介させていただきます。新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、そしていじめを生まないための指導の徹底でございます。今般の新型コロナウイルス感染症に関わる偏見やいじめ等を生じさせないようにするためには、子供に感染症に関する正しい知識と適切な行動について指導するとともに、改めて子供同士が豊かに関わり合える教育を実践することが重要です。当教育委員会では、新型コロナウイルス感染者、それから濃厚接触者とその家族などに対する偏見、差別に繋がるような行為をしないこと、また医療ですとか社会生活を維持する業務に従事されている方々など、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、いわば最前線で力を尽くされている方々に感謝の念を育む、感謝の念をもつ、そういったことについて、感染症に関する適切な知識を基に、各学校において、それぞれの学年の段階に応じた指導を行うことができるような教材を作成しました。その一つを紹介いたします。

ファイル一覧にお戻りいただきまして資料8を押していただきます。「広報資料「まるでウイルスみたいに」」という漫画の絵が出てくると思います。資料8をご覧ください。こちらの教材は、都教育委員会のウェブサイト「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」というサイトに、今年の7月6日付で追加して掲載したものです。子供たちにとってなじみのある漫画という形態を取りまして、新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ、差別、偏見について、なぜこういったことが起きてしまうのかとか、自分たちには何ができるだろうかということ、自分たち自身で考えるきっかけにさせていただきたいという願いをもちまして、授業のみならず、家庭でも保護者を含めて一緒に考えていただけるように願って作成したものです。

さらにこれに加えて、来月11月には、身近な人が感染してしまった場合、そういう人たちにどういったふうに関わればいいのかというストーリーを追加して掲載する準備をして

いるところでございます。

こうした、いじめ防止等に関わる取組を、より実効性のある対策に高めるためには、これまで以上に学校と保護者、地域の方々、関係機関等との皆様との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えております。本日は、それぞれの御立場から忌憚のない御助言、御指導をいただければ有難いと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【有村会長】

はい、ありがとうございます。今、都の取組状況について説明がございました。続きまして委員の皆様による協議を行いたいと思います。

本日は、大きく2点について、皆様から御意見をいただき、話し合いを深めてまいりたいと思います。

1点目は、都、区市町村又は学校におけるいじめ等の現状と課題についてでございます。

本日は、新たなメンバーによる第1回の会議でございますので、各委員の皆様から現在の取組状況について御紹介をいただければ有難いと思います。それぞれの御立場から、特に、関係機関や団体、連携の実態に触れながらお話しいただけますと、2点目の協議にもつながるのではないかと考えております。それでは取組について、私から順に申し上げさせていただきますので、恐縮ですがよろしくお願いしたいと思います。

まず、小学校の校長会から、下北沢小学校の大字委員、よろしくお願いいたします。

【大字委員】

東京都公立小学校長会の大字でございます。本会の取組について報告をさせていただきます。東京都公立小学校長会では、校長会の組織の一つとして、健全育成・学校要望等委員会を設置し、毎年約1,300人の会員全員を対象に、いじめ問題への対応に関する調査を行っております。今回は、令和元年度の調査結果から3点報告をいたします。

まずいじめ防止のための取組についてです。児童アンケートの実施が最も多い回答となっております。また、いじめ防止対策委員会等のいじめ問題に対する取組体制の整備、豊かな心の育成を図るための道徳教育の重視、いじめを生じさせない、より良い人間関係を作るための学級経営の充実、教職員の人権感覚を高めるための研修の実施、教職員間の共通理解の確立と、情報交換の場の設定が多く为学校で行われており、小学校では組織的に未然防止に力を入れていることが分かります。

2点目は、いじめをどのように把握したかについてです。いじめを把握したきっかけとしては、児童へのアンケート調査による発見が約75%と最も多くなっています。次に、児童自身からの訴え、相談や、教職員の発見も、約70%となっており、日頃から学校が児童の様子を注意深く観察し、些細な変化を見逃さないように努力していることが分かります。また、保護者からの直接の相談、訴えも、約60%となっております。学校は保護者にとって相談しやすい場所であり、様々な場面で保護者との信頼関係を構築していくことが重要になります。

3点目です。いじめを把握した際の対応についてです。学校では、いじめ対策委員会等の指導体制を組み、組織的に指導を行っております。いじめに対する指導を行った後には、いじめが解消しているかどうかを継続的に確かめるように努めております。また、被害者、加害者の保護者を交えて、解決に当たったケースも数多く報告をされております。今年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による様々な影響が懸念されています。例年以上に、小学校長会としても、意思の疎通を図り、より一層いじめ問題への対応に努めたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

【有村会長】

はい、大字委員、ありがとうございました。学校の取組の状況、それからいじめの発見、対応について、小学校長会の取組、また学校の取組を教えてくださいました。ありがとうございました。あと4人の委員の方にお話しいただきまして、その後に質疑等を行いますので、まとめて、質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

続きまして、都立富士高等学校の統括校長であります野村委員、高等学校の校長会からの報告をお願いいたします。

【野村委員】

よろしく申し上げます。高等学校長協会会長の野村でございます。都立高校における課題といたしまして、まずはいじめ防止に関する委員会を各校で設けております。その委員会を中心に、いじめ調査等アンケートも実施をしながら対策を講じていくということになります。また週に一度スクールカウンセラーが参りますので、面接等、あるいは全員面接も行ってまいりますので、そういったところで小さなことも見逃さないということによって対応をしております。また、生徒同士のトラブルですとか、そういったことがあった場合には、小さなことを見逃さないということで、よく事実をしっかりと聞き取って対応をしていく、その場合にも保護者の御協力を得ながら対応をしていくということが重要なことと考えております。

本校では、中高一貫校ですので、中学校、それから高校があります。それぞれ義務教育、それから高等学校教育ということで、立場の違う形での対応も必要になってくるかと思えます。中学校の場合には、まだ発達段階的には幼いところがありますので、ちょっとした、ささいなこと、言葉のやりとりですとか、そこはしっかりと見守りながら、保護者とともに育成するということが大事になってくるかと思えます。高等学校になってくると、発達段階的には大人に近くなってまいりますので、その深いところでのこともしっかりと聞き取りながらということも、対策として必要になってくるかと思えます。

その他、課題としましては、これから、高校の場合にはBYOD、スマートフォン等を使いながら教育を進めておりますけれども、この中学校のGIGAスクール構想で全て生徒に一人一人パソコンが配布されます。Wi-Fi環境が整い、学校の中でスマートフォンをしっかりと正しく使わせるということも必要になってきますが、そういったSNSの使用の中でのいじめ問題、これもしっかりと表に現れてこない部分をどのように今年も把握し

ていくか、ということが重要です。あと、何かあった場合には、教員同士がしっかりと組織的に全員で情報を共有しておくということが大事だと思っております。これからも、そういういじめ対策、しっかりと対応していかなければならないと考えております。以上でございます。

【有村会長】

野村委員ありがとうございました。野村委員からは、高等学校の取組として、特に各学校の委員会を充実させていくという中で、スクールカウンセラーの助言等もいただきながら、学校の生徒同士のトラブルを未然に防いでいると伺いました。その中で、私自身ふと、お伺いして「なるほど」と思ったのは、事実をしっかりと聞くというお話でございます。そういう大事な点に触れていただけたと思っております。また、中高一貫校の中での一つの特性と言いますか、それを踏まえた校長先生の対応をお聞きすることができました。課題については、そうですね、スマートフォンの問題。今、私も大学教育をやっておりますけれども、年々学生たちにとって一般的になってきております。それらの取組というのもすごく重要な課題だという御指摘でございました。ありがとうございます。

では続きまして、特別支援学校の代表として、永福学園の伏見委員、よろしく願いいたします。

【伏見委員】

はい。都立特別支援学校長会の永福学園の伏見と申します。いじめを絶対に許さないということは、特別支援学校も共通でございまして、その立場から4点、状況について御報告をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、相手を陥れるような、そういった意図をもったいじめというのはほとんどございません。けれども、障害の状態での差が幅広くある児童・生徒が多く在籍していますので、どうしても力関係ができてしまう、といったことがございます。それに対しては、校内で、児童・生徒の観察をしていくだけでなく、連絡帳などを通して、家庭と情報を共有して、わずかな変化も見逃さないといったことに努めております。各御家庭、御協力をいただいております、日頃から様々な情報が学校に寄せられるということができております。

2点目ですけれども、知的障害を有している児童・生徒もたくさんおりますので、自分の言動が相手にどのように捉えられているのかというのが十分に理解できなくて、結果としていじめのような状況になるということもございます。これに対しては、軽率な言動が他の児童・生徒にどのような影響を与えるのかといったことについて、ロールプレイなどを通して体験的に学習できるようにしております。

3点目ですけれども、高等部段階になりますと、様々な学校から進学してくる生徒がおりますので、中には過去にいじめを受けて、ということで、深い傷を負っているといった生徒も多数おります。このような生徒に対しては、特別支援学校ですと、きめ細やかな対応ができる体制がありますので、情緒面で不安定になるなど、気が付くことがあれば、教員間で共

有したり、また臨床発達心理士などの専門家と連携して対応したりしているところがございます。

最後ですけれども、特別支援学校につきましても、非常にSNSのトラブルが増えているということがございます。これについては、各校でも対応に苦労しているところがありますが、SNSルールを設けて、適切な使い方を指導しているというのと、また最も重要なのは御家庭の協力ということで、保護者の皆様にはお子さんがどのような使い方をしているのか、時々チェックしてくださいということをお願いしているところです。特別支援学校におきましては、外部との連携、各家庭との連携というものを重視しながら、いじめ対策をしているところがございます。以上です。

【有村会長】

伏見委員、ありがとうございました。特別支援学校の状況として、とりわけ4点御指摘をいただきました。障害の特性を踏まえること、それから特にロールプレイなんかを用いて具体的に生徒に関わっていくというお話でございました。それから専門家との連携です。先ほどの高校と同じようにSNSの問題ですね。大事な喫緊の課題等についても触れていただきました。ありがとうございます。

続きまして、私立初等学校の関係で、明星学苑の味形委員、お願いいたします。

【味形委員】

東京私立初等学校協会の代表として参りました。今は明星大学で教鞭を取っております、味形と申します。よろしくお願いいたします。

私立学校、資料7にあったように今、数が少なく、54校、今年55校の小学校があります。4ページ、最後のところに、「いじめの認知」ということで、認知の率ですね。学校の率は非常に少ない、低いという形があるかと思えます。お聞きになって見ていただければ分かるかと思えます。実際は、この数ですので、小学校の数の中にどのぐらいの、いわゆる認知があっついじめがあるのかと。おそらく、先ほど出てきたように、非暴力系の、コミュニケーションのいじめですね。いわゆるからかいだとか、無視だとか、悪口、陰口というのは、ある意味日常茶飯事で、私立に限らず、小学校低学年になりますと、いろいろあるかと思えます。その点、本校は、明星小学校の私、校長をやっておりますけれども、その時代から今までずっと、毎日の朝から帰りまでの学級の様子を、専科の先生にも伺って、担任が毎日、管理職に提出する。生活支援、教育指導の担当だとか、校長もちゃんと見て、もし何かちょっと気になるなといったときには、いわゆる対策委員会を招集して、協議をしてみる。なお専門家の御意見が必要な場合は、今、週に1回、明星小学校の場合には、カウンセラーの方が来られています。そのカウンセラーの方に相談をしたり、大学もありますので、大学のほうの専門家の先生に来ていただいて、御相談をいただいたり、あるいは講演をしていただくという形で、幅広く環境が整っている場合もあります。ただ私どもと違って、いわゆる独立で小学校のみというところもありますし、中高だけというところもありますが、お聞きすると、やはりカウンセラーの常駐だとか、常駐でなくても週に2回、という形で、専門家の御

意見が聞けるということです。日常的に今言ったような、非暴力系のコミュニケーションに関わるいじめについて、特にコロナ禍があって、何が起きたかという、やっぱりオンラインによるゲームです。ゲームによるいじめ、ゲームの中でのバトルをやるといったところのゲームがやっぱり人気があったりしますので、そのあたりでちょっといじめが見えてきたかなというところでは、取組としては、国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」にも載っていますけれども、学校側という、その雰囲気づくりです。これは今、おっしゃられた3校の学校と同様で、同じように雰囲気づくりをしておりますし、また友人関係、仲間関係のストレス、軽減するというのも、その「生徒指導リーフ」に載っております。そういう取組は、いずれいろんな学校で、私立小学校全てでやっておりますけれども、一つ、公立とちょっと違うところは、いろいろと公的機関を使って児童が通っておりますので、公立であれば近くの保護者の方であれば、子供で言えば近所の子供たちと遊んだりするということで、ずっとコンタクトができています。けれども、そのコンタクトがないときに、果たしてその学校側の発信ですね。いじめに限らず、生徒指導の問題があるのは発信をどうするか。先ほどの資料の中にも、教育委員会の対策の答申が出ておりますけれども、その中の最後の5番目のところに、いわゆる学校とその保護者との協力関係の中の「乖離」という言葉が出ております。7月の委員会の会議録を見させていただいたときに、その中に、いわゆる「伝える」ではなくて、「知らせる」ではなくて、「伝える」ようにする。ここが大きな問題だったんですね。今、私立では、申し上げたように、伝えるためにはどうすればいいかという、まあPTAという組織がありますけれども、それとはまた別に、普段から学校に関心をもっていた。その伝わったものが本当に伝わって、行動に活かされるかどうかという、そこが一番課題であるかなと思います。そのような、いわゆる保護者同士の取組、あるいは話し合う場を設定する必要があると思う。これはPTA、あるいは学級単位というわけではなくて、私は子育てをテーマに、保護者の方に集まっていただいて、講演者の講演を聞きながら、保護者同士で悩んだり、不安に思ったりすることなど、子育てに関することをざっくばらんに話し合っただけ。そういう場が必要になってくるのかと。そういう機会を設ける必要があるかと。そのような場があれば、「あ、あのときこうだった」ということで、いわゆる保護者同士がつながるという場ですね。その場を設定することによって、子供が子供同士の中で育つように、保護者が保護者同士の中で私は育っていくと思うんです。だからそんな意味で、やっぱり保護者教育というか、ここも含めたうえで、保護者の集まりをいかにできるかなというのが一つ課題かなと思います。これは各私立小学校独自のやり方で、PTAを中心に役割制のところもありますけれども、そんなことで考えると、いじめの問題、これからいかに未然に防止するかといったときに、その防止対策の中で、保護者の方が学校にいかに協力していただくか。それもその「声」だけでなく、本当に「動いて」いただくか。それは、自分自身のためでもあるし、お子さんのためでもあるということが、仲間を通して体験できて初めて分かってくることかなと思います。そういったことがおそらく今後この「いじめ防止」ということになると、取組として、学校側ができること、ということになると思います。

【有村会長】

ありがとうございました。味形委員から、とりわけ私立学校の特性として、保護者との関わりと言いますか、保護者と学校との乖離があってはならないという問題意識の中から、伝わることの大切さ、対外的には、これは拮抗していくと、このことが親の成長にもつながるというお話がございました。とりわけ広範囲に、いろんな交通機関を通して、使って、通学する生徒たちですので、いろいろな御苦労はあろうかと思えますけど、非常に細かい取組を御紹介いただきまして、うれしく思ったところがございます。とりわけ、雰囲気づくりであるとか、管理職へのきちっとした報告であるとか、そういう基本的なことを踏まえた対応をいただいているということでした。ありがとうございます。

続きまして、東京私学教育研究所長の須藤委員から御報告をいただきたいと思えます。

【須藤委員】

はい。東京私学教育研究所、東京私立中学高等学校協会で常任理事の須藤でございます。今、私立小学校から縷々説明がございましたけども、実は私立の中高共に、やはり同じような感じはあるかと思えます。東京都の中高協会に関連した中学校数は184校でございます。高等学校は239校ありますが、それぞれの学校の建学の精神で動いているものですから、公立学校さんとちょっと違うのはそこだと思っております。女子校があり、男子校、そして共学校、それから男女別学という分かれ方をしているものですから、一律にこうだとはちょっと言えない部分があると思っております。保護者会の話が出ましたので、ちょっと付け加えさせていただきたいと思えます。私も現役の校長時代には、実は、保護者会というと圧倒的に母親が参加されるケースが多いです。けれども、実は私の経験からしても、今どこの私立学校もそうだと思いますが、母親ではなくて父親に集まってもらおうということで、父親の会というのを結構設けている学校がございます。土日、普段の日は来られないですから、土曜日、もしくは日曜日、もしくは夜の5時以降に設定する。それでいろいろと情報交換をしながら、お子様の動き、そういうようなものを知るという方法を取っている学校が結構多いと思えます。

それと、先程、富士高校の野村統括校長からちょっと話が出ましたけども、私学も当然BYOD、もしくはそれぞれ学校設置のノート型パソコン、それからタブレットというようなものが実は今、教育現場ではどうしても必要になってくるものですから、使用しております。その中でまたいじめという問題が下手すると出てくるかと思えます。先程から出ておりますので、SNSもそうですが、ただ、一言でSNSと言っても、非常に範囲が広くて、様々に分かれております。これをチェックするというのは非常に、どこの学校さんも苦慮しているかと思っております。現実には、目に見えないものですから、どういうやり取りをしているのかという部分で言うと、生徒はやはり、かなり気を付けていないいろんな方向性へ流れていくと思えます。これから国でもGIGAスクール構想という形で、先にどんどん伸ばしていこうという構想があるものですから、ますますICT教育は進んでいくと思っております。そういう意味で、連動してSNS系のいじめ問題も、これからやはり教育としては気

を付けていかないと、かなりいけない部分が出てくるのだという気がしております。

それと各学校さん、たぶん公立学校もそうだと思いますが、ある意味ではスクールカウンセラー、これは一人ないもしくは複数のスクールカウンセラーの方がおられると思います。私も現役の校長時代にちょっと困った部分は、やはり各個人の、それぞれ情報をなかなかもらしてくれないという部分があります。カウンセラーの方とお話をしますが、「そこから先は個人情報になるので、たとえ校長といえども話すことはできません」という言われ方をされると、こちらも「どうなってるのかな」という部分があるということです。それと、警察と連携して、これはあんまりないのですが、スクールサポーターという形で、地元の警察の方と連携を取りながら、いろんな情報交換をするというようなことも、これは都立学校ももちろんだと思うのですが、私立学校でも最近、スクールサポーターの方と連携を取りながら、いろんな情報交換をしているというのが現状でございます。そんなことも含めて、これからますますVUCAの時代ですから、いろいろと難しい部分が出てくるかと思えます。このいじめ問題に関しては、特に私立学校は死活問題、特に評判が最悪の問題になると、募集に関わってくるということも含めて死活問題かなと思います。このいじめ問題に関しては、どこの学校さんもかなり厳しい見方をしていると思っております。ちょっと雑駁ではございましたけども、以上でございます。

【有村会長】

はい。須藤委員、ありがとうございました。非常に私立学校の特徴を踏まえた課題についてお話をいただきました。特に個人情報の問題であるとか、SNSの問題であるとか、喫緊の課題等についても触れていただきました。ありがとうございます。

それで今、学校の状況について今教えていただきましたけれども、何か御質問等があれば、どうでしょうか。今までの5件について。よろしいでしょうか。それでは説明させていただいて、もし何かありましたら、また後でおっしゃっていただければと思います。

続きまして公立学校の設置者であります教育委員会の委員の皆様から取組を御報告いただきたいと思えます。最初に清瀬市教育委員会の坂田委員からお願いいたします。

【坂田委員】

皆さんこんにちは。都市教育長会からの代表という形で座らせていただいております。清瀬市教育委員会の教育長でございます、坂田と申します。都市教育長会、26市で構成されておりますけれども、この26市、それぞれ各自治体が異なる取組を行なっておりますので、今回の御報告については、本市の取組について御報告をさせていただければと存じます。

お手元のパンフレットの資料10を用意しましたので、よろしければ見ていただければと存じます。

本市は75,000人の市民、5,500人の子供たち、400人の教職員ということで、非常に規模の小さい、中小合わせて14校の自治体ですけれども、それでも、令和元年度の問題行動等調査によると、55件のいじめが発生しているという報告を受けております。教育委員会も、各学校とも危機感をもって、この問題については対応しているということです。

お聞きいただきましたその資料のデータでございますけれども、本市の考え方を書かせていただいております。当初、三つのカテゴリーに分けて、このいじめの対応をしっかりと行っていこうと考えているところです。まだやはり、最初は、開発的アプローチ。これ「命の教育」と我々は呼んでおりますけれども、赤ちゃんのチカラプロジェクトであったり、認知症サポーター養成講座であったり、体験活動を通して、命の重さを実感する。それを受けた上で予防的アプローチ、これは未然防止でございます。誰でも相談活動であったり、QUテストであったりというものを活用しながら取り組んでいるところです。で、いざ問題が発生してしまった際に、確実かつ早期的な対応を行う。また再発防止を確実にやっていくという趣旨のもとで問題解決するというアプローチを行う。コアチームによる支援を、様々なチームの力を借りながら対応しております。

逆に保護者への引合せということも非常に重要でございます。保護者、地域等々へは、ホームページやメールマガジン等によって啓発を行っていきます。

では、1ページちょっと進んでいただければ、取組の（1）というものが出てきます。これ今お話申し上げました、開発的アプローチの中の一つの取組であります、「赤ちゃんのチカラプロジェクト」というもの。これは十年来本市では取り組んでいるものです。ねらいとしましては、乳児と触れ合う体験を通して、命の重さや生きる尊さを実感する。また、自己への感情であったり、親に感謝の気持ちを慈しんだりということで、全ての小中学校で実施をしております。NPO法人の協力をいただきながら取り組んでいるところです。下に写真が出ておりますが、このような形で、子供とですね、乳児と、中学生、小学生が触れ合うという活動でございます。

ちなみに、清瀬中学校2年生の子供が書いた作文の抜粋を載せておきました。是非、一読いただければというふうに思います。

次のページをお開きください。これは予防的アプローチでございます。我々、やはり教師の勘、コツ、感性、経験値というのは非常に重要であるというふうに思っておりますけれども、やはりいじめが起きたときの教室の空気をどれだけ察知することができるかとか、子供の対応が若干変わって、そこに違和感をもって教師が対応していくことができるか、非常に重要だと思います。やはり若手の教員が増えている中で、これはチームによる判断がどうしても必要になってくる。それともう一つは、やはりデータによる判断です。これは月例のいじめ調査であったり、QUテストであったりの、そのデータを用いながら、特にQUテストで明らかになる、「要支援群」という子供たちがいるのですが、この子供たちにはいつでも誰でも相談活動につなげていく。これは校長でも、業務主事でも、誰でもいいと。相談相手を選んで構いませんよ、という活動を全校で行っています。

先ほどの資料の中で方針が御説明されましたけれども、相談できる大人を増やすという言葉が出てきました。まさにそれに対応できるようなシステムではないかなと思っております。非常に効果的にこれはやっているところです。

やはり教師の勘、コツ、経験値等々については、これはOJTをしっかりやっていかなけ

ればならないということで、様々な研修に取り組んでいるところでございます。

次のページを御覧ください。これは問題解決的アプローチでございます。これはやはりPDCAのマネジメントサイクルをしっかりと回して、組織対応を行っていかうということです。これは事あるごとに、学校に情報を発信して、意識化をしていただいているところです。これは、特に取り立てて説明をするまでもないとは思いますが、とにかくPlan/Do/Checkというところは、なるべく早く、回してくれという話はしております。よくいじめが起きて、保護者から様々な御意見を頂戴する中で、「道德教育を充実していきます」とか、もちろんそれは重要な話ですけれども、やはり即時対応、即時にいじめを解消していくという必要性がある。これはやはり3日単位ぐらいで回さなければ、保護者は納得しないというつもりで、我々は指導助言を行っております。

次のページを御覧ください。これも、問題解決的アプローチの一つでございますが、社会総がかりで子供を育てる仕組みづくりということで、本市は、多摩北部医療センターというお医者さんがあるのですが、ここと協働しまして、「学校医を学校のかかりつけ医にプロジェクト」というものを進めています。これはお医者さんもチームの中に入ってくださいということなのですが、右側にシステムとして図を書かせていただきました。不登校、発達障害、自殺等々、医療的ケアがどうしても必要になる子供が出てきます。こういう子供たちのケースについて、学校医に学校が相談をし、その学校医が医療ニーズを整理して、多摩北部医療センターにつないでいただく。そこで適切な医療介入を行った上で、また地域等々へ返信をしていくと、フィードバックを行っていくというシステムが、もう稼働をしていると。非常にこれは、危機的な状況を抱えた子供たちについては、非常に有効に機能しております。

ちょっと左側の橙の四角の中の一番下に、「現在小児総合医療センター」というところの一文があると思います。これは外来の予約待ちが6か月を過ぎてしまっているというようなところがあるのです。すぐ対応していただきたいのに、6か月待ちです。これは非常に問題であるということ、多摩北部医療センターも考えていただいて、このようなシステムを作ることによって、即時対応が可能になってくるということです。これはぜひ、医療機関との、これは連携が必要ですので、なかなか準備には手間取りました。ただ、一つ回り始めますと非常に効果的に回りますので、ぜひ御紹介申し上げます。

次のページを御覧ください。これも地域の協働でございます。先ほども、コロナウイルスのいじめの問題が出ておりました。私ども教育委員会としましても、すぐ情報発信し、このような形でメッセージを、保護者だけではなく、地域住民に対してもこれを発信しているところです。ホームページ、各ホームページを含めてですね。また限られた状況の中で開催される各種イベントにおいても、これを対象とさせていただくという取組を進めました。先ほど御紹介いただきました「まるでウイルスみたいに」という漫画の資料ですけれども、このメッセージと併せて、これは配布をさせていただいているところです。子供たちが、非常に分かりやすく、これはやはり理解し、啓発を受けるということになります。

最後のページを御覧ください。本市は、いろんなセーフティネットを作ってはいるのです

が、やはり冒頭お話申し上げました、子供の命を守る義務というのは、やはり教師その人であるということに、これはぶれない考え方をもっております。ある小学校4年生児童の作文ですけれども、この「も」の繰り返し使われている、この思いを受け止められるような教師になってもらいたい。私は常々話をしているところです。見えないものを見る力、聞こえない声を聞く力。これがやはりいじめには、どうしてもいじめ対応には必要になってくる。教師は日常形成を当市は全力を傾けてやっているというところを御報告させていただいて、私の発表に代えさせていただきます。ありがとうございました。

【有村会長】

坂田委員、ありがとうございました。今、子供の最後の作文を見て、やはり靴がびちょびちょになるという、やっぱり子供の心、びちょびちょさを痛感させるものがあって、非常にこう、教師そのものというのを感じさせていただきました。教師の大切さを御提案いただけたかと思えます。とりあえず、即時対応の重要性、医療機関との連携という、非常に具体的な良い提案をしていただきました。ありがたく思っています。教育委員会が核になって、即時対応をしていくと。子供、それから保護者に関わっていくという提案をしていただきました。ありがとうございました。

それでは続きまして、同じく教育委員会、奥多摩町の教育委員会、若菜委員、お願いいたします。

【若菜委員】

はい。私は、東京都の町村教育長会、13の町村がございますけれども、今、会長をしております若菜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

現在の町村はそれぞれ、いじめ防止の取組をしておりますので、今日は私どもの町の教育委員会で具体的にどうやっているかというお話をさせていただきたいと思えます。まず4月でございます。当町の校長会、副校長会がございますが、ここでいじめ防止対策推進法及び奥多摩町はいじめ防止基本方針の通知、まずこれを図る。続いて、いじめの定義の再確認をするだけではなくて、未然の防止、早期の発見、早期対応について指導を行っております。町はいじめ防止基本方針では、各学校に年3回のいじめアンケートの実施を義務付けております。町では様式を示して、児童・生徒の心の声を聴き逃さないように、ということで実施をしております。

更にアンケートの実施後ですけれども、学校からの報告を聞いて、指導主事も学校に出向いて、児童・生徒の記述内容、あるいは実際に様子を確認して、気になる事案については、教育委員会で共通理解を図っております。

また児童・生徒の生命や財産に重大な被害が生じた疑いがあるというふうに認められる事案が発生したとき、あるいは長期の欠席を余儀なくされる場合などの重大事案と位置付けをしまして、それらが発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告をする。その上で教育委員会は再発防止に向けた指導、支援を行うこととしております。

更に4月の半ばでございますけれども、各学校でいじめ防止基本方針を確認し、ホームペ

ージに掲載を行なっております。

5月に入りますと、地元の警察と連携をして、奥多摩町学校サポート協議会を立ち上げまして、各学校には、学校サポートチームの任命と、会議の報告について指導をしております。他にも、学期には2回、生活指導主任会、年2回、スクールカウンセラーの連絡会も実施をしております。各学校の実態や対策等について、情報共有を図っております。

スクールカウンセラーでございますけれども、都が示しております小学校5年生と中学1年生だけではなくて、全児童・生徒の面談を行っております。これは人数が少ないということで実施ができていますけれども、そのため低学年からスクールカウンセラーの存在が非常に身近であるということで、気軽に相談できると。そういう体制づくりが図られて、友達関係の悩みが非常に少なくなっております。

加えて、都のふれあい月間がございます。6月と11月と2月でございますが、これに合わせて、いじめ防止に関わる重点指導の実施の依頼、実施の調査結果に基づいた、対策の徹底の指導を行っております。また調査結果の分析、活用ですけれども、文部科学省における児童・生徒の問題行動、不登校など、生徒指導上の諸課題に対する調査も実施をしております。

次に課題でございますけれども、昨年度、奥多摩町で特にいじめ問題として話題になったのが、学校におけるきょうだい間のいじめです。これ多くは、暴言や冷やかしなんですけれども、在籍児童・生徒が非常に限られている中で、縦割りの異学年交流もずいぶん行っているのですが、そういうときに、学校内で、きょうだいの関わりが必然的に多くなります。そんなことで、家庭での関係性を学校に持ち込みまして、言葉遣いが乱暴に、お兄さんが弟に言ったり、妹に言ったりする、ということが原因で、これもいじめに取り上げております。児童・生徒数が非常に限られるという点で、その多くが、保育園から変わらない人間関係の中での単学級でございますので、小学校6年間、中学校は3年間、小学校から中学で2校が合わさります。中学3年まで人間関係が固定化をしているというのが、町村部の関係は、結構あるかと思うのです。ですから仲間外れに仮になつたりすると、それがずっと尾を引いてしまうようなことがあるということでございます。

私から、発言は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【有村会長】

ありがとうございました。若菜委員から御指摘をいただきました。とりわけ単学級で小規模学校におけるいじめの問題というか、非常に象徴的なお話をいただきましてありがとうございます。特に人間関係の固定化の問題とかですね、御苦勞の一端が伺えることができました。いわゆるサポートチームの取組であるとか、全児童への面接とか、非常にきめ細かな対応をいただいているということを御報告いただきました。ありがとうございます。

続きまして、保護者の方の意見に移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。質問があったら、後ほどお願いしたいと思います。それでは東京都小学校PTA協議会の岡部委員から、よろしく願いいたします。

【岡部委員】

はい。東京都小学校PTA協議会、岡部と申します。よろしくお願いします。今日はPTAの組織から伺っているところですが、私自身も小学校1年生の今、保護者になっています。

それで、まず各小学校に今PTA、多くあると思うのですが、なかなかいじめの問題に関しては、もうそれが発覚した瞬間に、当事者の児童と保護者、まあ互いに会ったりする中で、あとはそういう学校の先生だったり、当事者の問題にかなりなってしまうたり、個人情報の問題なんかもあったりということで、PTAとしてその学校のいじめをどう防止するかというところに、なかなか取組としては難しい部分があるとは思いますが。先ほど御意見を、他の方からもあったように、子供がなかなか相談できる大人が少ないというこの世の中で、保護者もやっぱり相談できる大人があんまり昔に比べていないのかもしれない。デジタルでのつながりはあるけど、特にその「いじめ」というセンシティブな問題になると、なかなか誰にでも相談できることではないのかなという状況はあるのかもしれない。ですから、PTAができることとしては、保護者の交流を促すような、そういう啓発とか呼び掛けをすとか、そういった自分の子供の小さな変化を見逃さないということは、もう当たり前のことなので、自分の子供は自分で守るといふことのコミュニケーションは取れるところがあります。

それで、私どもの協議会として、いじめに対してどんなことをしているかというのは、ちょっと古いデータで恐縮ですが、毎年保護者と先生の意識調査というのを協議会でやっています。3年ぐらい前にはなるのですが、先生と保護者、2,000人ぐらいの方から回答をいただいたときに、学校とか教育委員会のやっているいじめへの取組に関して、2割ぐらいの保護者は「知らない」という回答がありました。例えば、いじめ対策の基本方針や、小学校でやっているいじめのアンケート、そういうものがあるということ、そもそも保護者の2割ぐらいの方が知らないかもしれない。もしかしたら、その割合は今、上がっているかもしれない。そういうところはやっぱりちょっと問題があるのかなということを感じています。そういったアンケートの結果を本協議会に報告し、特集をしまして、都内の全部の小学校に配布しています。紙なのでどのぐらいの方が見ていただけているかというのは、非常に微妙なところがありますが、そういった記事をホームページで広報し、声を届けるような取組はしております。

それで、そうですね、その意識調査というのも毎年行ってはいるのですが、やっぱりその年々によりまして、取り扱うテーマが、やっぱり今はどうしてもコロナの話だったり、それに関することになってしまったりしています。今年はこれからやるのですが、いじめに関するアンケートを取ったときは、そんな状況がありました。その年によっても、ちょっと取り扱った方がいいかな、どうしようかなという、その波はあるかと思えます。そういうことには今後前向きに取り組んでいきたいとは思っております。簡単ですが、以上です。

【有村会長】

岡部委員、ありがとうございました。とりわけ保護者の、まあ保護者の中には相談できに

くい保護者もいらっしゃるということで、そういう具体的な保護者の交流を深めることを大事にされているということでした。先ほど御紹介いただいた、保護者と先生の調査委員会なんか、非常に興味深いところがございますので、とりわけ先ほどもお話がありましたけれども、「伝わる」とか「しっかり知らせる」ということの難しさですね、この大切さを教えていただいた気がいたします。ありがとうございました。

それでは中学校のPTA協議会から、井門委員、お願いいたします。

【井門委員】

こんにちは。中学校PTA協議会の井門と申します。よろしく申し上げます。先程、いろいろ皆さんの意見を聞きまして、やはりPTAとしましては、先ほど須藤委員からも出たように、非常に個人情報厳しくて、学校から出た事例なんか、ほとんどやはりなかなかこちらのPTAには入ってこないんですね。保護者同士で、仲の良い保護者から聞くと「あの子は誰々をいじめている」とか、いろんな話はあるんですけども、実際学校からの情報というのは非常に少ないというのは、やはり岡部委員も言ったように、非常に入りにくいというのが一つです。

そこで、どういったことをやっているかということは、結局いじめというのは、人の痛みとか、思いやり等がないところから始まると思います。私は足立区にいまして、先日、足立区のPTA連合会では、上越教育大学の高橋知己先生を講師に招いて、いじめに対して、いろいろ保護者に対して、こういうことだとか、一例でも、いろいろ聞きながらですね、やったり。あとは、東京都では、日本ペップトーク普及協会という方で、結局親と子供の関わり方で、話し方ひとつで、いろいろ心の伝わり方というのは違ってしまいますので、例えば「廊下を走るな」というんじゃなくて、「廊下は静かに歩きなさい」という言葉を、使い方を、親も子供に対して、子供からちょっと見てほしいんだけどねというときに、「ちょっと待って」とか、「忙しいから」というのに対して、そういうことじゃなくて、すぐ、なるべく子供と接し合う、そういう、親側から対して、なるべくそういった心を持った接し方することによって、そういったいじめも、子供の心がたぶん、落ち着くようなことの講習会をやったりして、それが一つの、方針内容ですけども、そういった形でやっているようにしています。

【有村会長】

井門委員、ありがとうございました。とりわけ、個人情報の取り扱いの難しさについて触れていただきまして、特に思いやりとかいたわりのある関わり合いというのをお話しいただきました。言動一つでいじめ予防になるという貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、特別支援学校のPTAの新井委員からお願いいたします。

【新井委員】

特別支援学校PTA連合会の新井美伸と申します。よろしく申し上げます。当連合会は盲学校、聾学校、肢体不自由特別支援学校や、知的障害特別支援学校、病弱特別支援学校

の5種別の学校のPTA連合会でございますが、障害等も様々でございますので、連合会としてのいじめの防止の取組は行っておりませんが、各種別校で、いじめのアンケートやいじめサポート会議などで学校と保護者が協力して、いじめの防止に努めています。特別支援学校では、一般に言われるいじめは少ないと聞いておりましたが、保護者から聞き取りますと、やはりどの種別校でもSNSでのトラブルがあるとお話がありました。例えばスマートフォンや、ゲームの通信機器を使ったものは、学校や保護者も担保できないときもありまして、PTAとしても学校と連携して対策を急いでいるところです。

また知的障害や発達障害のあるお子さんの中には、いじめている感覚がないという子供や、いじめを受けても先生方に伝えられないという子供がいるとも聞いております。やはりこうした子供たちに、どのようなことをして、人と人との関わり方を教えていくのかということも重要と考えております。

【有村会長】

はい、新井委員、ありがとうございます。とりわけ校種別ですね、種別の対応ということで、具体的な例、SNSの問題であるとか、あるいは障害の特性を踏まえた、とりわけ人と人との関わり方の大切さについて情報提供的に対応しているということで御紹介をいただきました。ありがとうございます。時間も気になるところでございますけれども、順次進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これまで学校や教育委員会と保護者等につきまして、予防対策についてですね、御意見をいただきました。今までのことを踏まえて、協議の二点目に入りたいと思います。本協議会の目的はいじめの問題の解決に向けた関係機関、団体との連携強化でございます。先ほどの協議を踏まえて、皆さんからの御意見を踏まえてですね、現在御自身の団体と学校とが連携している具体的な取組、課題、改善策等について協議をしまいたいと思っております。

本日は、公認心理師会、民生児童連合会の代表の方から参加をいただいておりますので、お二方から御意見をいただければと思っております。まず東京都公認心理師会の副会長の石川委員からお願いいたします。

【石川委員】

はい、石川でございます。よろしく願いいたします。私ども東京公認心理師協会は、以前は臨床心理師会と申しておりましたが、公認心理師という国家資格ができて、名前を改めさせていただいております。現在会員が約4,800人ということです。この中の約1,400人は、東京都のスクールカウンセラーとして仕事をさせていただいております。私はスクールカウンセラーという立場から発言させていただきます。それで東京都も、お陰様で、平成25年から小中高全校配置ということで、それから昨年度からは、小中に週2日というような加配もしていただきまして、大変ありがたく思っております。また高校も、定時制等にも一人配置するというので活動させていただいております。また、公立学校という意味ではそうですけれども、私立学校でも、各校でいろいろスクールカウンセラーとして雇っていただいております。そういったことで、非常に配置ということは広がってきてい

るかと思います。やはりこのいじめ対策にしてもそうですけれども、スクールカウンセラーによって少し力の差があるのではないかと、あるいは先ほどもございましたけれども、少し個人情報等のところの扱い方の考え方に幅があるのではないかというような御指摘もいただくこともございます。私どもではスクールカウンセラーの研究会を作りまして、私も10年ぐらい代表をやらせていただいております。約900人ぐらいのスクールカウンセラーが登録して、いろいろな勉強会を開いているところです。そういった中で、スクールカウンセラーが学校へ行って働いたときに、子供たちから、先ほど「見えないものを見る、聞こえない声を聞く」というお話がございましたけれども、そういったいろんな潜在的なニーズとかそういうことを聞かせていただいたときに、決して抱え込んだりすることがないようにしています。私たちが抱え込んで週1回で帰ってしまったら、それはもう、学校のためにはならない、子供たちのためにはならないわけですから、今は学校にいじめのための対策委員会が必ずできているわけですし、管理職の先生に報告することはもちろんですけれども、関係の先生方と共有しながら、こういった子供たちの声をどういう形で問題解決につなげていくかということに貢献したいということで、いろいろ研修はしておりますけれども、もしまだまだ足りないところがあれば御指摘いただきたいと思います。

その潜在的ニーズであるとか、予防的などという意味を込めて、平成26年からスクールカウンセリング、全員面接というのが行われて、7年目を迎えます。全員面接も、最初のうちは、「大きな規模の学校では個人面接は難しい」とか、いろいろなことを手探りでやってきましたけれども、グループでやったり、必要な子供には、もちろん個別であったりと、いろいろな形を駆使しながら、だいたいの形として定着してきたかと思います。けれども、まだまだいろいろそこで聞き取ったことや、いろいろな運用を工夫しながらやっていきたいと思っております。全員面接というのはいいい機会をいただいております。その機会を有効に生かすために、子供たちのために動いていきたいというふうに思っています。

また、問題が起きたときだけでなく、先ほどから出ております「予防開発的」ということで、QUを使ってとか、いろいろあるかと思っております。本当にQUなんかもずいぶん前駆的にやっているようなところも増えてきています。ああいったものも私どもも見させていただきながら、要支援群の子供たちにどんなふうに働きかけていったらいいとか、あるいは行動観察をさせていただくとか、そういう意味で、いろいろ予防的のところにも寄与していきたいと思っております。なかなかどう時間、例えばいわゆる心理教育のような、そういったソーシャルスキルのようなことができるかというのは、時間の工夫が各校でございますけれども、ぜひ、アンガーマネジメントとか、ソーシャルスキルトレーニングとか、そういうことにも私どもを使っただけだとよいかと思います。

そのような形で、そうですね、あともう一つは、やはり先ほどからPDCAサイクルというお話がございまして、Pの前に、確かに先ほど事実確認とございましたが、やっぱりどういうことが起きているかって、アセスメントのところがとても大事だと思いますので、そのアセスメントという意味でも、いろいろ子供や親や周辺の子供から話を聞きながら、

先生方に御協力をして、良い形で、早いうちに問題解決ができるようにということやっていきたいと思ひます。

このように心掛けてチームの中で動いていきたいと思ひておりますけれども、いろいろと至らないところもあるかと思ひますので、またその学校でも率直に御指摘いただきながら、その学校で生きるスクールカウンセリング活動を目指したいと思ひておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

【有村会長】

はい、石川委員、ありがとうございます。そうですね。「学校に生きるカウンセラーの役割」という、具体的にお話をいただきました。とりわけ専門的なアプローチ、アンガーマネジメント、そのスキルをお持ちですので、それはやっぱり先生たち、子供たちに生きていくということはやっぱりすごく大事だなと思ひています。私は以前から、スクールカウンセラーが全面接で行っている効果というのはすごく大きいと思ひています。このあたりを具体的にやっていただくという御報告をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、東京都民生児童委員連合協議会の山本委員からお願ひいたします。

【山本委員】

八王子市の民生委員児童委員協議会の会長をしております山本と申します。私は民生委員・児童委員として、在籍19年目を迎えました。そのうち、児童問題を専門に扱う、主任児童委員と言ひますが、これを12年間務めました。主任児童委員、それから児童委員の相談支援における主な目的は、地域における児童虐待防止です。児童相談所、子ども家庭支援センター、地域の小・中学校等と関係機関と連携し、児童虐待防止をサポートする役割を担ひています。

八王子市では、現在、要保護児童対策地域協議会の中学校区別分科会を年に2回程度開催し、地域の関係機関が集まり、児童虐待や不登校について情報の共有をし、対策を協議してあります。

ここ数年間は、小・中学校からの相談で最も多いのは、不登校に関する相談です。不登校の原因は、家庭の貧困や、家族関係、虐待、学習遅滞、いじめ等、様々です。主任児童委員や児童委員は、小・中学校や子ども家庭支援センターから依頼され、不登校児童の地域生活及び家庭の状況の調査や見守り活動を行っていますが、私たちが扱う相談の中で、始めからいじめを原因とした不登校についての依頼はあまりありません。しかし、不登校児童の家庭の状況を調べているうちに、家庭の中に課題をもちながら、複合的に学校でのいじめも絡んでいることを発見するというケースに関わることがあります。また、稀に不登校児童の親御さんから直接学校でいじめられているようなので、校長に転校を掛け合っほしいというような相談を受けることがあります。

先の中学校区の分科会においても、いじめについての情報を学校から提供していただいたことはほとんどありません。したがって、地域の眼から見れば、いじめが原因と思われる事故がある日突然起こるように感じます。いじめに対する情報は、児童虐待に対する情報同

様に、外部に漏れると大変なことになります。現状では、いじめ問題については、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが中心になって対応していて、地域の住民の機関が関わっていないように思われます。また地域のどのような機関が関わればいいのかも定まっていないように思われます。

P T Aの会合や、青少年対策委員会の会合の場で、個別のいじめ案件について話すわけにはいきません。地域におけるいじめ対策ができにくい仕組みになっていると思います。

できれば早い時期に、守秘義務を課した、いじめについて専門的に活動する地域住民の組織を作ることが望ましいと思われます。個人的な見解としては、区市町村によって名称が異なるかもしれませんが、かつて青少年の非行対策として、活発に活動していた青少年育成指導員などがその候補として挙げられるように思います。以上でございます。

【有村会長】

山本委員、ありがとうございます。非常にその地域住民が関わりにくい問題だという御指摘の中から、やはりその専門的な組織を作る必要があるのではないかという、非常に貴重な提言をいただきました。ありがとうございます。とりわけ突然起こってくるという状況ですね。そういうことで非常に関心のあるテーマをお伝えいただいたとっております。ありがとうございます。

皆さんから多くの御意見をいただいたところでございます。それぞれ今の御意見を踏まえまして、関係機関との連携ができるように考えを深めたいとっております。何か今までのところで御質問とか御意見がありますればお願いします。どうでしょうか。

はい。それではよろしいでしょうか。それでは、これらの意見に基づきながら、今までの御提言に基づきながら、次の取組について、各部局等の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

最初に東京都都民安全推進本部の加藤委員の代理であります濱村様からお願いいたします。

【都民安全推進本部・若年支援課 濱村課長】

はい。都民安全推進本部・若年支援課長の濱村と申します。本日、総合推進部長の加藤が所用のため欠席でございまして、代理で出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都におけるいじめ防止等に関連いたしました、青少年健全育成に関わる事業につきまして、3点御説明をさせていただきたいと思っております。リーフレット等も配布してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

1点目でございます。インターネットやスマートフォン利用によるトラブル相談事業でございます。愛称「こたエール」という名称で相談窓口を運営してございます。インターネットやスマートフォン利用による架空請求ですとか迷惑メール、有害サイトなどの様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運用してございます。昨年度の状況でございますが、ネットのいじめに関わる相談も含めまして、全体で約1,700件相談がござい

ました。相談には、電話、メール、LINEで対応してございます。LINE相談につきましては、教育庁の教育相談などと合同のアカウントで実施をしているところでございます。また、窓口の運営でございますけれども、教育相談センターをはじめ、官民の関係機関と定期的に情報連絡会を開催いたしておりまして、情報共有を行いながら取組をさせているところでございます。

2点目でございますけれども、ネットのトラブルですとか危険性、それらから身を守る防止策等を学ぶ講座としまして「ファミリールール講座」という名称で講座を開催してございます。昨年度は、青少年やその保護者、教員の方々などを対象としまして、約600回使用したところでございます。内容ですが、ネットやSNSを安全に利用するために生徒同士でルールを作る「自主ルール作り」を支援する講座ですとか、生徒が自分の問題として主体的に考えてもらえるような内容に工夫をして、実施をさせていただいております。また、啓発用のリーフレットとしまして、中学校1年生向け、それから保護者向けのリーフレットを、本日大きめのものですが、このような内容で周知をさせていただいているところでございます。今後も青少年の保護者の方への啓発、学校や地域と連携した効果的な取組を進めていきたいと考えております。

最後3点目でございますけれども、リーフレットは、縦型の「若ナビα」というのも併せて配布させていただいております。若者ですとかご家族の方々を対象とした相談窓口でございます。こちら電話、メール、それからLINEと来所による相談の実施をしているところです。対象年齢が18歳以上ということではございますけれども、問題が続くような場合には、こちらのほうの、年齢ですとか、「ちょっと上なんだけど」みたいな形での御相談等もありましたら、受けてございますので、御利用いただければと存じます。当本部としましても、御関係いただく皆様と連携の一層の強化をいたしまして、いじめ防止を含めた若者の健全育成に取り組んでいきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【有村会長】

はい。濱村委員、ありがとうございます。それだけの、いわゆる中身も非常に充実しているので、活用がずっとうまく広まっているとお聞きいたしました。とりわけ「ネットを安全に利用する」ということの大切さ、これは非常にネット社会って便利なものですので、安全に使うということの指南をさせていただいているように思います。ありがとうございます。

続きまして、東京都生活文化局の私学部長の濱田委員、お願いたします。

【濱田委員】

はい。私学部長の濱田と申します。よろしくお願いたします。都内の私立小学校、中学校、高等学校と、特別支援学校を合わせますと、約480校ございまして、約28万人の児童・生徒が通学をしております。私立学校は、それぞれの学校の建学の精神に基づいて、独自の教育活動や学校運営を行っておりまして、生活文化局私学部としましては、様々な支援や助

言を行うという形で関与をしております。

都内の私立学校では、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づきまして、全ての学校が、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置を済ませております。また、各学校が主体となって、スクールカウンセラーや教育相談担当者の配置、医療機関など学校外の専門機関との連携、チューター制度の導入など、子供たちが相談できる環境づくりにも積極的に取り組んでおります。

こうした取組を支援するため、スクールカウンセラーの配置に対する補助を行うとともに、保護者や学校からの相談の対応、いじめ相談窓口などの情報提供、各学種別の私学団体と連携した研修で事例の紹介などを行っております。

今年度実施しました、令和元年度の児童生徒の問題行動・不登校等の実態調査では、いじめの認知件数は前年度と比較して、中学校・高等学校では減少していますが、小学校では増加しております。これらのうち、重大事態に至るケースは 17 件ございました。都内の私立学校からのいじめや重大事態に関する相談とか報告は増えておりまして、また、学校現場での対応が難しいものも多くなっておりますことから、12 月 8 日には、文部科学省の児童生徒課長をお招きして、私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長先生や生活指導の先生を対象に、いじめ問題の対応について御説明いただくとともに、個別の相談にも御対応いただく予定でございます。

この協議会における議論や御意見も踏まえまして、今後も児童生徒の支援に向けて、私立学校への助言に努めてまいりたいと存じます。私からは以上でございます。

【有村会長】

濱田委員、ありがとうございます。データを基にして「増加傾向にある」という御指摘もいただきながら、それを検証を通して解消に努めていくというお話をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、東京都総務部総務局の人権部長の堀越委員、お願いします。

【堀越委員】

人権部長の堀越でございます。よろしくお願ひいたします。人権部の取組について、少し御紹介させていただければと思います。まず基本的なことになりますけれども、人権部で、東京都人権施策推進指針という、都の人権の取組の基本的な考え方をまとめていますけれども、その中で 17 の人権課題というのを挙げておりまして、その中に「子供」という課題がありまして、指針の中でもその「子供」の部分に、いじめについても記載をさせていただいているところでございます。

具体的な取組ですけれども、今日は 2 点御紹介させていただければと思いますが、「みんなの人権」という冊子を作っております。都民への啓発ですとか、職員の研修のために作っておりますけれども、そこにも申し上げました 17 の人権課題を一つずつ解説しております。「子供」のところのページに、いじめのことも触れておりまして、「いじめは決して許されない」ということとともに、東京都の取組などについても紹介をさせていただいております。

す。

それからもう一つの取組ですけれども、「東京都人権プラザ」と言いまして、港区の芝に都の人権啓発のための施設がございます。いろいろな展示等をやっている施設なんですけれども、その中でこのところ3年続けて、いじめなどにより「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ」展というのを毎年夏に開催しております。そのメッセージを掲示しているんですけれども、訪れていただいた方には、子供の安全ですとか権利についても考えていただければということで、毎年企画をさせていただいております。簡単ですけれども、2点の取組については以上でございます。

【有村委員】

堀越委員、ありがとうございます。人権の問題といじめと直結しますので、そういった意味でパンフレット等を通じて御説明いただきましてありがとうございます。今お聞きして非常にありがたく思っていて、この席で言うのもあれかもしれませんが、私も学生たちに「みんなの人権」というパンフレットについて、ちょっと学生たちに人権教育で使っていて、非常に効果的で分かりやすい人権についての学びでございます。今後、いじめ防止のやっぱり基本になることだと思っておりますので、その取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、少子化対策部長の高野委員でございます。本日欠席ということをお伺いしております。

続きまして、東京都児童相談センターの新内委員、お願ひいたします。

【新内委員】

児童相談センターの新内と申します。私からは、児童相談所の関係で取組について御報告をさせていただきます。今年度、児童相談所の体制については、昨年度まで都内の11か所に東京都で児童相談所を設置していましたが、御案内のとおり、特別区で独自に児童相談所を設置する動きがございます。今年度では、世田谷区、江戸川区、荒川区の三つの区で、区の児童相談所が設置をされております。それに伴って、都の児童相談所は管轄区域が変わっていきますので、世田谷にあった児童相談所は、別の相談所に地域を統合しましたので、都の児童相談所としては10ヶ所で進めているという状況にあります。また来年度も数か所を区の設置というのを予定しておりますので、サービスについては変わりませんけれども、実施主体は東京都から区に変わっていく地域というのは、少しずつ増えている状況でございます。

また、私どもは児童虐待というところとなっていきますので、最近の傾向としては、やはり相談対応件数は増加の一途をたどっているという状況は変わっておりません。都内の特徴も、全国的な傾向と同じで、やはりこのところ多いのは夫婦げんか、いわゆる面前DVと言われるような夫婦げんかの場にお子様その場にいらっしやって、心理的虐待というところで、110番通報等をはじめとして、やはり警察からの通告で入ってくるというのが割合的には多くなっております。そういった意味で、私どもも警察とも連携をさせていただい

て、早期発見、早期対応というところで、区や市の子供・家庭支援センターとも連携をしながら、子供の安全確保というところに努めております。

また今年度は、やはり新型コロナウイルスの感染症がありましたので、少し特徴的な動きもございました。緊急事態宣言等で、社会の動きが止まっているときには、あまり学校さんから経由した通告というのは減りましたが、宣言が明けた後はですね、7月から一時保護についても非常に多くの通告、入所が続いております、だいたい例年通りでした。通告の内容を見ますと、やはり親子さんが在宅で過ごす、あとお子さんがおうちで過ごす時間が長くなったことで、煮詰まってしまったとか、そういった傾向は若干見えましたけれども、例年よりも多くの件数が更に増えているという状況ではなくて、だいたい例年と同じような傾向をたどっております。

児童相談所では、児童虐待のほかにも、非行ですとか不登校に関する相談も扱っています。やはり私ども、虐待ということで、学校をはじめとしたところの連携の中での、やはりいじめによる不登校という問題を抱えて、そこに虐待が加わって、お子さんがおうちの中で安全に暮らせない。学校の養護の先生ですとか、スクールカウンセラーの方々から、やはり「お子さんの安全確保」、お子さんが非常に不安定になってしまったり、おうちで安全に過ごせないと、おうちに帰りたくないというような訴えもあったり、そういった場面で、我々としても積極的に関わりをもたせていただいて、関係機関と調整のうえ、一時保護であったり、一時家から場所を離して、お子さんの安全を確保した上で、また家庭環境や学校さんと連携をして、また地域で安心して暮らせるようなところに、親御さんと御協力しながら、他の地域に戻して、そこで安心して暮らせるような活動や地道に続けております。先ほどお話、民生委員の方からもお話がありました、要保護児童対策地域協議会という連携の枠組がありますので、こういった地域ごとの単位や、都道府県単位の協議会がございますので、こういったことを通じて関係機関と情報の共有と双方の連携の強化というところを引き続き図っております。児童相談所としても、このいじめ問題をはじめとした、お子さんの健全な発育にきちんと対応できるようにということで引き続き取り組んでいきたいと思っておりますので、また御協力、よろしく願いいたします。私からは以上です。

【有村会長】

ありがとうございます。新内委員から、とりわけ虐待を中心にして、いじめとか不登校とか、そういう子供の不安定な状況を取り除くような御対応を関係機関と一体となりながら進めているという御報告をいただきました。ありがとうございます。

それでは警察庁の少年育成課の藤田委員、お願いいたします。

【藤田委員】

警視庁の藤田と申します。どうぞよろしく申し上げます。私からは、平素それぞれ関係機関、連携をさせていただいておりますが、平素の警察との連携につきまして2点ほど御紹介をさせていただきたいと思っております。

1点目につきまして、先ほど若干話がありましたが、スクールサポーター制度についてで

あります。スクールサポーター制度につきましては、警察官OBを警察署等に配置をいたしまして、学校からの要請に応じて派遣するなどをしております。学校における少年の問題行動等への対応ですとか、あと巡回活動、また相談活動、あとは児童の安全確保に関する助言等を行っているものであります。都内には97署、警察署がありますが、管内に学校がある94の警察署に、現在134名のスクールサポーターを配置しております。いじめを含めた非行防止教室の実施ですとか、あとは学校サポートチームへ参加し、いじめ事案に対する学校への助言等の任務を担っているところでもあります。昨年につきましては、非行防止教室などで、小・中・高校を合わせまして、スクールサポーターが約3,700回、学校に訪問をしております。ぜひこのスクールサポーターを活用していただきたいところでもあります。

このスクールサポーターの派遣の要請につきましては、管轄する警察署へ御相談をいただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は2点目ですが、これは少年相談の活用についてであります。少年相談につきましては、少年本人をはじめとしまして、保護者、学校の先生等からの相談をいただいております。

昨年一年間の少年相談の受理件数で言いますと、5,463件相談を受理しております。一昨年に比べますと648件増加をしております。このような中、いじめに関する相談が87件あります。これも一昨年に比べて増加しているところでもあります。校種別で見ますと、小学生に関する相談が40件、中学生に関する相談が34件受けておりまして、全体の約8割強を占めております。いじめをきっかけに不登校になってしまった少年の保護者からの相談なども、実際、実例としてあります。この少年相談につきましては、各警察署の他、都内8か所にあります「少年センター」というところがありますが、そこで臨床心理士等の資格をもつ少年相談専門職員がその担当をさせていただいております。またこれ以外にも、ヤング・テレホン・コーナーというものを設けまして、24時間体制で相談を受けておりますので、これらの相談窓口があることもご承知いただければというふうに思っております。

いじめ問題に対応するためには、関係機関が連携して対応することが、深刻な事態の発展を防止するというのも、一つの重要なところであるかなというふうに思っておりますので、引き続き、関係機関と連携を図っていきたいと思っておりますし、当庁のこの制度を活用していただきまして、今後ともですね、このいじめ防止に警視庁としても一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上であります。

【有村会長】

藤田委員、ありがとうございます。警視庁から二つの、非常にいい取組を御紹介いただきました。少年センターの活用とスクールサポート制度ですね。非常に学校と、即時対応と言いますか、実効性のある対応ができるということで、興味深く聞かせていただきました。御紹介いただきましてありがとうございます。

続きまして、東京都法務局の山本委員、お願いいたします。

【山本委員】

東京法務局人権擁護部長の山本です。よろしくどうぞお願いします。法務局においては、主管業務は、不動産を購入したら土地建物を登記する、あとは会社を設立すると、設立登記をするという登記事務が主管業務になったわけですけれども、それと併せて人権擁護に関する事務も取り扱っているところでございます。内容としては、人権相談を受けて、人権侵害事案に対する救済手続きを行って、またそういう人権侵害行為が起らないように、人権啓発活動を行うという仕事の内容となっているところでございます。

皆さんの席に、この「法務局による相談・救済制度のご案内」というリーフレットを置かせていただきました。これを開いていただきますと、人権相談から救済に至るまでの流れが載っているところでございます。1番目の相談、被害の申告を受けて、その後、法務局による調査が行われて、事実関係を認定して、必要な救済措置を講じるという流れになるわけです。子供の人権のうち、とりわけいじめについては、近年学校におけるいじめに対する取組、これが一層充実・強化されてきて、件数的には、一時かなり増加傾向にありましたが、今段階ではかなり落ち着いてきているなという状況でございます。そうであっても、依然としていじめの救済手続き、被害申告を受けるといった件数はかなり多くて、今特に目立つのがやっぱりこの虐待、そして職場におけるパワハラ、そしてこの学校におけるいじめ。この三つの形態が非常に件数的には多い状況になっているところでございます。そのいじめですが、学校における取組というのが非常に強化されていますので、件数的には落ち着いています。一方でやっぱりこの国民の権利意識の高まりといったところも近年見受けられるところでございますので、この法務局にいじめに関する被害申告を受けるといったケースは概ね学校と保護者との信頼関係が崩れた案件が主に法務局に寄せられるといったところになっているところでございます。

そういうような、学校と保護者の信頼関係が崩れている事案については、法務局というのは、まさに中立公正な国の人権擁護機関といったところでございますので、その中立公正性といったところを生かしながら、両者の間に仲介する立場で入りまして、お互い崩れたこの信頼関係の修復作業を行いつつ、事実関係を調査しまして、そしてそういうふうはこの信頼関係が崩れている元々の原因、真因を確認して、その信頼関係の修復改善作業を行うという仕事の内容になっているところでございます。

その中で、お互いの、両者の理解、共感、それを深めていただく、そういう作業を行って、そのいじめ問題の解決につなげていくといったところが、現在の仕事の内容になっているわけでございます。

そして最近、先ほどの話の中でいくつか出てきましたが、インターネットの普及、SNSの発達ということで、ネット上のいじめといったところが非常に多くなってきているといったところがございます。そこで、このパンフレットを開いた右下に「インターネット上での人権侵害について」といったところが、ちょっと四角で囲まれたところがあるのですが、実は法務局では、プロバイダーと一緒にあって、プロバイダーの責任制限法に基づくガイドラインといったところを設けてまして、ネット上で載せられている違法性のある書き込みに

については、法務省の人権擁護機関から、その書き込みがされているプロバイダーに対して削除要請を行っているところでございます。プロバイダーは、法務省の人権擁護機関からの削除要請ということで、そのガイドラインに従って、表現の自由に配慮しながら、違法性のある書き込みについては削除していただいているといった流れになっているところがございます。

したがいまして、おそらく学校現場、あと保護者の皆さん、近年増加傾向にあるネットいじめ、ネット上における、この人権侵害、違法性のある書き込みについて、こういったところがすごく悩ましい問題だと思っております。そのような事案に出くわしましたら、遠慮しないで法務局に相談していただければと思います。違法性のある書き込みについては、法務局からプロバイダーに対して削除要請をするということが可能でございますので、ぜひ相談していただければと思います。

あと、こちらで、こういう人権教室のご案内を、抜粋ですが、お配りをいたしました。実は、法務局においては人権擁護委員とともに、学校における人権教室を積極的に展開しているところでございます。この中、赤枠で囲んであるこの部分はいじめに関する教材ですが、いろいろな人権テーマに関する教材、現在 400 教材ぐらい整備しているところでございます。いろいろな人権教室を実施することができますので、今、小学生から大人まで幅広い年齢層を対象に人権教室を行うことができるようになっていきます。できればPTAの皆さんも、何らかの学習会、研究会等に、こういった、うちで行っている人権教室といったところもぜひ活用していただければと思います。私からは以上でございます。

【有村会長】

山本委員、ありがとうございます。とりわけその人権相談、啓発活動について、具体的に御紹介いただいたところでございます。とりわけそのネット上で違法性のある状況について、貴重な御意見をいただきましたこと嬉しく思っております。ぜひパンフレットも、有効なパンフレットで、実は私もこれを使った中学校の道徳の授業を見たことがございまして、「ああ、なるほど」と思って、生徒が感心してビデオなんかを見ておりました。それ今思い出したところです。ありがとうございます。

それでは一応予定した委員の皆さんの御意見を承ったところでございますけれども、委員の皆様、何か御質問等はございますか。それではもし、言い忘れたこととかありましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。大変申し訳ございませんけど、時間も迫っておりますので、次に進めさせていただきたいと思っております。これまで委員の皆さんからいただいた御発言、御意見、非常に貴重なものをいただきました。関係機関との連携について一層強化していくために、またこれからもこの協議会をうまく機能していくことを願っているところでございます。

それではこれまでの議論を踏まえて、指導部長から都教委の取組も含めて、お話をいただきたいと思っております。増田部長よろしくお願いたします。

【増田会長職務代理者】

本日は委員の皆様から貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。本日ここに、東京都の子供たちの成長を支える様々な御立場の方々が一堂に集い、それぞれの取組の現状や、課題等について協議できたことは、東京都全体が一丸となっていじめ防止に取り組むうえで、大変意義深いことであると考えております。

さて、都教育委員会におけるいじめ防止等の対策について、でございますが、会の冒頭で指導企画課長からその概要を説明したところでございますが、私からいじめ防止等の対策を推進するに当たり、今年度、特に重視している視点について2点だけお話をさせていただきます。

第1の視点は、子供が安心して相談できる環境の構築でございます。令和元年度の問題行動等調査によれば、都内公立学校における、いじめられた児童・生徒の相談状況において、誰にも相談していないと回答した児童・生徒が1,289人、2%であるという結果が出ております。自分がいじめられている困った状況にあるということを誰かに相談するということは、いじめられている子供にとっては難しいことだと思いますが、子供たち自身が自らの状況を発信できるように、いかに導くか、また子供たちが安心して相談できる環境をいかに構築していくかが大きな課題でございます。

また昨今は、新型コロナウイルス感染症対策の影響に伴い、多くの子供が通常とは異なる不安を抱えているということを踏まえ、心のケアを十分に行っていく必要もでございます。そのため、都教育委員会は、学校の休業明け、臨時休業明けに、教員がすべての子供のストレスの状況を把握した上で、心配な様子が見られる子供からスクールカウンセラーとの面接を早期に行うよう周知をいたしました。その後も、学校が保護者や関係機関と連携して、適切に子供を支えることができるよう、タブレットの資料9にある、保護者向けリーフレットを配布するとともに、相談機関の連絡先を子供や家庭に繰り返し案内するなど、子供の不安や悩みを解消に導く取組の充実を図っているところでございます。

第2の視点は、子供同士が豊かに関わり合える教育の実現でございます。感染症対策で身体的距離を確保しなければならない中、児童・生徒が、人と人との心のつながりを感じ取ることができるようにするために、創意工夫を凝らした多様な取組が必要となっております。このような状況下において、改めて子供が豊かに関わり合える教育を実現するため、学校や区市町村教育委員会で実現している、人と人とのつながりを深める取組や工夫を募集し、広く周知することといたしました。現在、都内公立小・中・高・特別支援学校から、各学校の工夫による様々な取組が寄せられています。例えば、都立八王子桑志高等学校では、地元のプロバスケットボールチームに試合観戦用の応援マスクや横断幕など、チームを応援するグッズの製作に取り組みました。生徒からは、「コロナ禍だからこそできる地域貢献活動を考えるいい機会になったと。自分の能力を活用したい」という声上がるなど、地域の課題に目を向け、行動しようとする意欲が高まったという事例が報告されております。これらの取組につきましては、都教育委員会のホームページに掲載しており、取組の募集を11月末まで行っているところでございます。

以上、2つの視点についてお話をさせていただきましたが、いずれの取組につきましても、真に成果を上げるためには、学校はもとより、家庭や地域、関係機関、教育委員会等、ここにおられる皆様が所属されている組織の力を合わせていくことが不可欠だと考えております。皆様方には、東京都の子供たちのために引き続き、当教育委員会や各学校の取組を御支援くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

【有村会長】

増田部長、ありがとうございました。増田部長からは、子供たちが安心して相談できること、誰にでも相談できること、そういうことの大切さ、また子供同士が豊かな関わりをもつこと、その2点について御指導をいただきました。ありがとうございます。それにはやっぱりこの、ここに集まっている関係機関の皆様がお互いの情報交換をして、状況を知り合うということはすごく重要なことだと私も改めて理解をさせていただきました。ありがとうございます。委員の皆様から貴重な御意見をいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。

最後に、私から、このタブレットに私の資料も載せさせていただきましたので、最後にたぶん、長く話はできないと思いましたが、さっと一言触れさせていただきたいと思っております。

私はいじめ問題について、やっぱり子供をトータルに見ること、資料1ページに書きましたけれども、今の現状は何なのかという、ここに書かれているようなことが、やっぱり子供たちを今非常に不安にさせている状況があります。特に関係性の不安、それからやっぱり子供たちは、特に勉強が十分できないということへの不安ですね。いじめられて、落ち着いて先生の話が聞けない。そういった不安、それから将来への希望、そういったものに対して私たちは、子供の成長を願う者たちが学校や地域、家庭、社会全体がやっぱり取り組む必要があるということを思っております。

めくっていただいて、私が一番申し上げたかったことは、資料4ページというのを見ていただけたらと思っております。3枚目をめくっていただいて、これは、数字的には去年のデータなのですが、国と東京都のいじめられた子供の相談状況を表したものです。これで非常にうれしいと思うことは、やっぱり東京都の子供たちというのは、担任に相談するという割合が非常に高いのです。今年の割合から見ても、もっと高くなっております。全国平均と比較して、東京都の子供たちは、先生によく、担任の先生に相談している。これは何ををもって言っているかという、担任の先生との関係性が非常に良いということと同時に、先生方が子供一人一人をよく見ていることだろうと思っております。そういう言葉が適切か分かりませんが、東京都の先生の質が非常に高いという理解をしていいと私は思っているところでございます。

それと二点目には、資料の4番のところにあります、スクールカウンセラーの相談というのは非常に高いです。これはやっぱり先ほど石川委員からも御指摘がございましたけれども、最初の頃から東京都が意図して配置を、ある意味で非常に強化していると思っております。その成果がよく表れていまして、小学校、中学校、高等学校共に、スクールカウンセラーの先

生と非常に関係が良いということは言えていると思います。これはやはり子供が安心して学校生活が過ごせる、自分の心の安定が保てる要件になっているだろうと思います。それと、関係があるのかどうかはあれなんですけれども、「友達に相談」ということが、あるいは「誰にも相談していない」とか、そういうふうな関係というのはどういうふうに捉えたらいいかと。先ほども部長もそのことを御指摘されましたけれども、やっぱりこのあたりの関係というのをうまく捉えながら、子供を見ていく必要があるだろうと思っているところがございます。下に課題を3点書いておきましたけれども、やっぱり東京都の場合に、友人関係、SNSの問題が先ほどたくさん出てきましたけれども、そのあたりが今後大きく課題として考えなきゃいけないだろうなど。それから家庭、地域、社会、関係機関との連携ですね。それから校種別の担任の先生とのかかわり。このあたりは、数字から見る課題だろうと思っております。

それから、最後、資料6ページに、また私なりの考えですが、やっぱりいじめ予防のフィールドというのを、子供たちの学力問題であるとか、いじめの克服の問題とか、人権関係の問題、総合的に見たときに、子供の人間性の統合、そのことを図るために、私たち地域社会がどういうふうに一体化しなければいけないのかというあたりの構造というのを、お互いの場面で持ち合わせながら、理解を深めていくことが大事だろうと思って作らせていただきました。何か参考になればと思ってお示しをさせていただきました。大変失礼でございましたけれども。委員の皆さんから貴重な意見を学ばせていただきましたこと、非常にうれしく思っております。時間が若干過ぎたことを大変申し訳なく思っておりますけれども、これで協議を終了したいと思っております。委員の皆様にご協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、事務局でお願いします。

【事務局（千葉主任指導主事）】

会長、そして委員の皆様、貴重な御協議を賜りまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。